

東広島市河内町 地域おこし協力隊員募集



人を呼び込むきっかけづくりや
地域を盛り上げるための活動に
チャレンジしてみませんか？



東広島市 河内町（こうちちょう）

河内町は、広島空港の近くにあり、山や川などの豊かな自然や田園風景と交通利便性が共存するまち。

早くから住民の自治組織が活動し、地域に愛着をもって活力ある地域づくりに取り組んできました。素朴だけれど、挑戦できる環境と可能性が広がっています。

河内町の隊員受入れ状況

- ・ これまでに8名の隊員を受入れ
- ・ 農業、地域のPR等で活躍
- ・ 5名が卒業後も河内町に定住



←詳しくは市のホームページ
をご覧ください



東広島市地域おこし協力隊募集要項（東広島市河内町 フリーミッション型）

1 趣旨

東広島市の東部に位置する河内町は、緑深い自然環境と清流に恵まれた地域で、古くは沼田川流域に沿って二反田古墳群などの古墳群や集落が形成されたほか、篁山竹林寺は平安時代の文人小野篁にゆかりがあるとも言われており、本堂は国の重要文化財にも指定されています。明治時代の鉄道の開通により、河内駅を中心に木材や農産物の集積地として発展してきました。

東西に JR 山陽本線が横断し、地域の南側には、山陽自動車道の河内インターチェンジがあるほか、広島空港へも近接するなど、陸・空の広域・高速交通へのアクセスに恵まれた地域です。沼田川とその支流沿いに広がる平地部や北部地域には集落が点在し、田園風景が広がっています。丘陵地が広がる南部地域では、大規模な工業団地や住宅団地などが整備されています。

一方で河内町は、人口の減少、高齢化、空き家の増加が続いています。また、若者に魅力的な雇用の場が少なく、若い世代が流出し、地域活動の担い手不足や地域の支え合いの力が弱まっていることが課題となっています。そこで、こうした課題に向き合いながら地域の豊かな資源を活用し、地域の方々と一緒になって活性化に協力していただける方を募集します。

2 募集人員

地域おこし協力隊員 1 名

3 活動地域

東広島市河内町内（事務拠点：河内支所）

4 活動内容

フリーミッション型（活動提案型）

地域の住民自治協議会（自治組織）や住民等と協力しながら、自身の興味のあることや得意なことを活かしつつ、地域の活性化を目指します。

5 応募要件

次の（1）～（7）の要件を満たす方

- （1） 現在、東広島市外に在住しており、地域おこし協力隊員としての採用後に、東広島市河内町に住民票を移し、居住できる方
- （2） 募集時点で、年齢が20歳以上の方で、日本語でのコミュニケーションが十分にできる方（性別・国籍は問いません）
- （3） 次のア～エのいずれかに該当する方
 - ア 三大都市圏内外の都市地域に住所を有する方、三大都市圏内の一部条件不利地域に住所を有する方又は三大都市圏外の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外に住所を有する方。
※ 地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」ウェブサイトに掲載されている最新の「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認いただくか、東広島市役所地域政策課までお問い合わせください。
 - イ 2年以上地域おこし協力隊員として活動した経験があり、かつ地域おこし協力隊の解嘱の日から1年以内の方
 - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）参加者として2年以上活動した経験を有する者であって、かつ JET プログラムを終了してから1年以内の方

- エ 海外に在留し、市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方
- (4) パソコン操作（Microsoft 等）が可能で、インターネット環境やその機能（SNS 等）を活動に活かすことが可能な方。
 - (5) 普通自動車運転免許を有し、実際に運転できる方（AT 限定可）
 - (6) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら、自らの意思及び責任において地域の活性化活動に取り組める方
 - (7) 地方公務員法第 16 条のいずれの欠格条項にも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 東広島市職員として懲戒処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 雇用形態

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員として任用します。

※ 1 か月の条件付採用期間があります。

※ 会計年度任用職員は地方公務員法上の服務及び懲戒に関する規定が適用されます。

7 任用予定期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

※ 従前の活動実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行う可能性があります。（最大通算 3 年まで）

8 勤務日・勤務時間等

地域おこし協力隊の活動を市の勤務として取り扱います。

- (1) 勤務日は、月曜日から木曜日までの週 4 日とし、標準的な勤務時間は、9 時から 17 時まで（休憩は 1 時間）とする（週 28 時間）。ただし、業務の都合により休日に勤務した場合は、勤務日を休日として振替えることがあります。
- (2) 休日は、金・土・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）とします。
- (3) 年次有給休暇は最大 7 日、その他休暇制度があります。

9 報酬

月額 174,453 円（地域手当に相当するものを含む）

通勤に係る交通費（規定により別途支給）

期末手当、勤勉手当（規定により別途支給）

※ 給与改定により、支給額が増減する場合があります。

※ 副業を可とします。

10 その他勤務条件等

- (1) 社会保険（健康保険・厚生年金）、雇用保険への加入
- (2) 「広島県市町の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」による公務災害補償の適用
- (3) 活動期間中の住居については、隊員自身で探していただき、家主と隊員との間で賃貸借契約を交わします。なお、家賃については市が補助（上限一月当たり 5 万円）します。
- (4) 業務に利用する車両、パソコン、消耗品等については、予算の範囲内で市が提供します。（ただし、提供する車両を、隊員の生活のために利用することはできません。自家用車を準備していただくことをお勧めします。）

1 1 募集・選考・現地案内について

- (1) 募集期間は令和7年4月23日（水）から令和7年5月23日（金）まで
 - ※ 指定の申込書・自己PRシートに必要事項を記入して、東広島市地域政策課に提出してください。提出は郵送、メール、FAXを可としますが、受取確認の電話をしてください。
 - ※ 各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。
 - ※ 応募状況によって、予告なしに募集受付を終了する場合があります。
 - ※ 応募をご検討されている方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。
- (2) 選考方法は次のとおりとします。
 - ア 【第1次選考】書類審査
申込書・自己PRシートを基に書類審査を行います。
募集期間終了後、概ね1週間程度で結果を応募者に通知します。
 - イ 【第2次選考】面接審査
第1次選考を通過した方を対象に、令和7年5月下旬から6月上旬に、東広島市役所（本庁又は支所）又はオンラインで面接を行います。なお、選考に要する交通費や滞在費等の支給はありません。
第2次選考終了後、概ね1週間程度で結果を受験者に通知します。
- (3) 第2次選考の合格者に対して、現地案内会を実施します
 - ※ 現地案内会については、本市の職員が町内を案内しますので、交通費はかかりませんが、本市までの交通費や滞在費の支給はありません。

■問い合わせ先・応募先

東広島市 地域振興部 地域政策課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電 話 082-420-0401

F A X 082-423-3120

MAIL hgh200401@city.higashihiroshima.lg.jp